

浜松市条例第16号

浜松市春野福祉センター条例の一部を改正する条例

浜松市春野福祉センター条例（平成17年浜松市条例第187号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の福祉の向上と健康の増進を図るため設置する福祉センターについて必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉活動及び保健活動のための施設及び設備の提供に関する事。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（浴室にあっては、午前11時から午後5時まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用時間区分</th> <th>午前9時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>円 120</td> <td>円 260</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>120</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	1時間につき	1時間につき	実習室	福祉関係団体	円 120	円 260	その他	250	520	多目的室	福祉関係団体	120	260	その他	250	520	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の福祉の向上及び健康の増進並びに中山間地域の交流の促進を図るため設置する福祉センターについて必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 福祉活動、保健活動及び中山間地域交流活動のための施設及び設備の提供に関する事。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（浴室にあっては、午前11時から午後5時まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用時間区分</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>円 120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>福祉関係団体</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間区分		午前9時から午後5時まで	1時間につき	実習室	福祉関係団体	円 120	その他	250	多目的室	福祉関係団体	120	その他	250
利用時間区分				午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで																																
		1時間につき	1時間につき																																		
実習室	福祉関係団体	円 120	円 260																																		
	その他	250	520																																		
多目的室	福祉関係団体	120	260																																		
	その他	250	520																																		
利用時間区分		午前9時から午後5時まで																																			
		1時間につき																																			
実習室	福祉関係団体	円 120																																			
	その他	250																																			
多目的室	福祉関係団体	120																																			
	その他	250																																			

作業室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
和室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
研修室	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
ボランティア ビュー ロー	福祉関係団体	120	260
	その他	250	520
浴室	大人 1人1回 につき	200円	
	小人 1人1回 につき	100円	
リハビリコーナー		無料	

備考

- 1～3 (略)
- 4 浴室及びリハビリコーナーの利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 5 浴室及びリハビリコーナーの利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 6 (略)

和室	福祉関係団体	120
	その他	250
研修室	福祉関係団体	120
	その他	250
ボランティア ビュー ロー	福祉関係団体	120
	その他	250
浴室	大人 1人1回 につき	300
	小人 1人1回 につき	200

備考

- 1～3 (略)
- 4 浴室の利用の場合を除き、利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 5 浴室の利用の場合を除き、利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の浜松市春野福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係

る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(あらまし)

この条例は、浜松市春野福祉センターの開館時間を改めるとともに、利用料金の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。